

法教育

法教育

センターニュース

No. 2

2007年3月21日

創刊第2号

Law Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会
副会長 芳野 直子



昔の話ですが、私の母は学校の先生をしていました。その母から私は常日頃、「おじいちゃんとおばあちゃんは米や野菜を育ててたし、お母さんは人間を育ててたから、どちらもすっごくクリエイティブなお仕事なのよー」と言われてきました。そんなことから、私にとって、クリエイティブな仕事というと、一般で言われているようなアーティストとかデザイナーとかではなくて、農業や教師なのでした。

そんなにすり込まれていたのに、自分が実際になった仕事は「弁護士」で、どう見ても、「クリエイティブ」とか「育てる」からはほど遠い仕事をしているもんだと思いつつ、日々暮らしてきました。

そんな中、2006年4月から、横浜弁護士会の副会長になり、法教育委員会の担当となりました。その法教育委員会は、なんと弁護士が「育てる」仕事に一所懸命取り組んでいる「クリエイティブ」な委員会だった

のです。まず、法教育委員会のメンバーの多くが、20代・30代の若手弁護士で、様々な経験を自分のものとして、弁護士として育ち盛りの皆さんです。その育ち盛りの若手弁護士が、学校の先生方と共に、それぞれ本当に育ち盛りの中学生や高校生に、全力を傾けて、ルールがどのようにして作られるのか、そしてそれはどうして守らなければならないのか、でもそのルールは変えることもできること、といった社会の成り立ちの基本を教えているのです。もちろん教える対象は子どもばかりではありません。これから始まる裁判員制度の説明や裁判傍聴の引率など、法教育委員会は大人への教育にもがんばっているのです。

私は、法教育委員会の担当副会長として、法教育に取り組む委員の姿を間近に見て、弁護士が、子どもたちや大人たちに、社会には様々なルールがあることやその成り立ちなどを知ってもらうための取り組みがとても重要で必要なことであると実感しました。今後、弁護士人口はもっともっと増えていきます。その分多くの弁護士たちが、どんどん法教育に携わり、クリエイティブに仕事をしていくことを期待してやみません。

ちなみに、子どもを育て終わった母は、今畑で野菜を育てています。そんな母に、「私の仕事もちょっとはクリエイティブみたいだよ」と報告したいと思っています。母もきっと喜んでくれることでしょう。



模擬裁判を Law Related やってみよう。 Education

カリタス女子中高等学校にて

平成19年1月12日、カリタス女子中学高等学校で中学3年生の全生徒約180名を対象に模擬裁判が行われました。当センターより派遣された弁護士は私を含めて5名でした。

シナリオの被告人は、深夜に電器会社の倉庫に忍び込み、警備員に見つかり、逃走を図った際にその警備員を殴って怪我をさせてしまいました。

ここでの問題は、警備員を殴った行為をどう評価するかです。被告人が物を盗むつもりで建物に入ったかどうかで、成立する罪が全然違ってきます。物を盗むつもりがあった人(窃盗犯)が逃走中に人に暴力をふるうと強盗と同じ扱いになります。更に、そのとき怪我をさせてしまうと、強盗致傷という大変重い罪が成立してしまいます。これに対し、物を盗むつもりがなかったとすると、傷害罪しか成立しません。

検察官は、強盗致傷罪の成立を主張しますが、これに対して被告人は、「雨で濡れて寒くて仕方がなかったので寝るために倉庫に入ったのだ」と述べて、傷害罪しか成立しないと主張して争っています。

生徒達にそれをいきなり判断してもらうのは難しいので、事前に授業を行った上で(今回は学校の先生にお願いしました)、模擬裁判に臨んでもらいます。

今回は、10名の生徒に裁判官役、検察官役、弁護士役、証人役を演じてもらい、その他の生徒達には裁判の様子を傍聴してもらいました。被告人役には当センター派遣弁護士の堀口憲治郎会員が自ら志願し、自前のジャージ姿で熱演してくれました。

証人役の生徒が見事におじさん警備員を演じ、また、検察官役と弁護士役も対決姿勢がにじみ出てい

て、真に迫った模擬裁判となりました。

判決の前に、傍聴していた生徒達も含めて、22班に分かれて約20分話し合いをしました。

結果は、22班中、7班が窃盗の意思あり(強盗致傷罪)、14班が窃盗の意思なし(傷害罪)、1班がどちらとも判断できない、というものでした。

参加した弁護士の意見も、窃盗の意思あり3名、意思なし2名と僅差で意見が分かれました。これらの結果を踏まえて、講師代表の田中敬介委員から生徒達へ向けた「正解を探そうとするのではなく、自分の意見として考えて欲しい。そして意見を言う際には理由も一生懸命考えなければならない。」との熱いメッセージで模擬裁判を締め括りました。

平成21年5月には裁判員制度がスタートします。今回の生徒達の中からも裁判員に選ばれる人が出てくるに違いありません。その際に今回の模擬裁判の経験がいかされることでしょう。

模擬裁判を終えた後、学校の先生方から「是非また来年もやりたいですね。」との言葉もあり、手応えを感じました。

当委員会としても、さらに力を入れてこの活動を続けていきたいと考えています(シナリオについては、今回使用したものだけではなく、裁判員制度に対応させた新シナリオを現在作成中です)。

(法教育委員会委員 佐藤 鉄平)



自前のジャージで被告人役を熱演する堀口憲治郎会員

人を裁くことは本当に勇気のいることだと思った。班の中でもほとんど半分に意見が分かれていたので実際の裁判になったら、とても緊張するだろうと感じた。



ものを盗む気があるかないかを考えるのはすごく大変なんだと感した。また、事実を証明するにはたくさんの証拠や証言などが必要でその証拠を考えるのも奥が深いのだと思った。



模擬裁判を通じて、人を裁くことの難しさを改めて学んだ



生徒の声

ストーリー形式でとてもわかりやすかったです。裁判を身近に感じる事ができました。



裁判はすごく時間がかかるんだなと思った。今回の模擬裁判でも結構時間がかかっていたから、本当の裁判ではもっと時間がかかるだろうし、もっと大変だと思う。普段、全く裁判の事など知らずにニュースなどで判決を見たりするだけだけど、その裏でこんな大変な事をやっていることが分かった。



初めて本物の弁護士バッジを見て、少し感動。



弁護士フェスタ

① KANAGAWA 2006

平成18年11月23日、『弁護士フェスタ in KANAGAWA 2006』が開催されました。当委員会では、毎年、弁護士フェスタに様々な企画を出展して参加を重ねてきましたが、今回は、「法教育における公正（正義）とは？～うっかり八兵衛公正を学ぶ～」と題した展示企画を行いました。

今回の展示は、米国で小学校後期段階（第3～5学年）の児童を対象として使用されているテキストに基づいています。

米国は、法教育の先進国であり、現在、司法省の後援を受けた複数の団体によって、法教育カリキュラムの開発、実施、援助等が行われています。そこで今回は、その諸団体のひとつであるCCE（Center for Civic Education。公民教育センター）が開発したテキスト『私たちと法～権威・プライバシー・責任・そして正義』（Foundations of Democracy. Authority, Privacy, Responsibility, Justice）の中から、「正義（Justice）」の章を取り上げ、それを日本でもおな

じみの水戸黄門のお話にアレンジして紹介しました。

今回の企画発表までには、当委員会のフェスタチーム6名がそれぞれに役割分担をして、当日までに何度も集まり打合せを重ねました。そしてフェスタの当日は、開港記念会館の1階3号室で展示を

行い、フェスタのメイン企画である裁判員劇の前夜や幕間に多数の来場者を迎えることができました。

CCEのテキストでは、正義の内容を、配分的正義（distributive justice）、匡正的正義（corrective justice）、手続的正義（procedural justice）に分類して教えられています。今回の展示では、水戸黄門でおなじみのうっかり八兵衛がさまざまな失敗から、これらの正義の意味を学んでいくお話です。今回の展示の詳細な内容については、法教育センターニュースの増刊号で改めて報告しますので、そちらの方もどうぞご覧下さい。

（法教育委員会委員 宮下 京介）



フェスタでの展示より：かわら版に、八兵衛が黄門様からもらった「公正の全て」という本が貼られている

新規登録弁護士対象の研修会の実施



法教育センターでは、平成18年11月29日、横浜弁護士会館にて、新規登録弁護士を対象として、法教育センターで行っている①出前授業②模擬裁判指導③裁判傍聴会引率の研修会を行いました。研修会では、以下のように、それぞれの内容を説明しました。

①出前授業では、生徒がいかに興味深くその話を聞けるかに重点を置きながら、弁護士の仕事や役割についての説明、弁護士が実際に体験した事件の内容やどう処理したか、失敗談や特に苦労した点や努力した点についての話をする。

②模擬裁判指導では、事実認定・評議の体験を通じて、論理的・説得的な考え方を身につけてもらうことを目的に、刑事裁判の手続・事実認定等についての講義後、裁判劇を行って、みんなで判決の結論とその理由について評議してもらい、弁護士が講評

する。

③裁判傍聴会引率では、刑事手続について実際に裁判を傍聴することによって理解し、裁判を身近に感じてもらうことを目的に、刑事手続の流れや傍聴する事件の概要の説明後、裁判を傍聴してもらい、その後、傍聴した事件の弁護人に事件を説明してもらう。

多数の新規登録弁護士の参加があり、質疑応答も活発になされ、また、①出前授業②模擬裁判指導③裁判傍聴会引率を積極的に行いたいという声もあがり、大盛況でした。

このような研修会を定期的に行うことで、これまで担当したことのない弁護士でも出前授業等の担当をすることができるようになりますし、担当経験のある弁護士のノウハウを共有することで、よりよい出前授業等を提供できるようになっております。このように、法教育センターでは多数の出前授業等に対応できる体制を整えておりますので、市民の皆様からの多数の申込を心待ちにしております。

センターのお仕事

～運営班編②～

前号に引き続き、法教育センター・運営班の仕事についてご紹介します。今回は模擬裁判の運営です。

センターに模擬裁判の申し込みがあると、私が、申込者と実施日時を調整し、その上で講師担当者を探します。学校で模擬裁判を行う場合、実施日を2回に分けて、1日目に刑事裁判手続に関する一般的な説明などの事前指導をし、2日目に模擬裁判を実施すること

が多いので、この2日ともに予定が空いている弁護士を探すことになります。が、これがなかなか見つからない！いわゆる「イソ弁」（勤務弁護士）の先生方の中には「1週間のうち2日も事務所を空けるのは給料をくれるボス弁に申し訳が…」という方もいらっしゃるなど、模擬裁判が講師担当者の事務所内での立場にも影響してしまうという、当初は予想もしなかった事態も発生しています。

というわけで「ボス弁」の先生方、皆様の事務所の「イソ弁」が「模擬裁判」という言葉を発した場合には、快く送り出してあげてください！

（法教育委員会委員 関本 和臣）

i

横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター

TEL045-211-7707

FAX045-212-2888

受付時間 月～金 午前10時～12時
午後1時～4時

出前授業体験記



57期
弁護士 千歳 博信

私は、法教育センターの紹介を受け、平成18年10月31日、県立平塚高校で「法律家の考え方、身近な事案を題材として」をテーマとした出前授業を行いました。同校の先生から依頼された授業内容は、身近な事件を素材に、法律的なものの考え方について説明して欲しい、というものでした。先生自身が以前法廷傍聴等を体験し、そこで法律と社会との関わりに関心をもったことが今回の依頼のきっかけであったとのことでした。

そこで単純な交通事故を素材として、加害者の立場からみたストーリーと被害者の立場からみたストーリーを生徒の皆さんに読んでもらいました。そうして、色々な人の立場（加害者、被害者、被害者が休業することで迷惑を受ける雇用主や客先等）に立ってものを考えてもらい、質疑応答形式で授業を行いました。とかく一方の立場だけにこだわりがちな現在の社会にあつて、高校生の段階で多様なものの見方を学ぶことは有意義な経験であったのではないかと思います。最近、高校でも積極的に法律に関する授業が行われているとのこと、今回は、高校生の法的知識の豊富さ、そして法律に対する高い関心に驚きました。初めての出前授業に若干のとまどいはありましたが、今後も積極的に法教育に携わっていったら幸甚です。

編集
後記

昨年、華々しく(?)船出した法教育センターニュースも第二号を迎えることができました。創刊号の『雪』に続いて、第二号は『花』のイメージ。タカラヅカなら、次号は『月』か『星』になるのですが、実際は編集委員の紅一点、デスク本多が脳内にどんなイメージを描くかにかかっています。次は、『紅葉』か『太陽』か、それとも…。若手が勢いで作っている『法教育』。次号からからも目が離せません！（山田 一誠）

法教育
編集委員

Law Related Education

本多 麻紀(デスク)

山田 一誠 江塚 正二
河野 隆行 種村 求